

基徴発第 0331006 号
職保発第 0331003 号
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

国土交通省における貨物自動車運送事業者の労働保険未手続事業
に対する対策強化に係る協力について

貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に係る未手続事業に対する国土交通省との連携については、平成 15 年 3 月 31 日付け基徴発第 0331004 号「貨物自動車運送事業者に係る労働保険未手続情報の活用について」及び平成 16 年 8 月 25 日付け基徴発第 0825001 号「貨物自動車運送事業者に係る労働保険未手続情報の活用について」において国土交通省の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（以下「地方運輸局等」という。）からの通報制度を実施しているところであるが、今般、国土交通省において、別添 1 のとおり、貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 6 条に基づく事業の許可に際して社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては同法第 33 条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。これに伴い、従来の通報制度の廃止の通知及び強化された未加入対策への協力依頼（別添 2 参照）が行われたところである。

については、下記の事項に留意の上、地方運輸局等からの照会等に対し適切に取り組むよう努められたい。

なお、旅客自動車運送事業者に係る通報制度については、今後も継続して実施されることを申し添える。

記

1 事業者に対する労働保険等への未加入対策強化の概要

今般の国土交通省における労働保険等への未加入対策強化の概要については、以下のとおりである（別添 1 及び参考参照）。

- (1) 新規に事業を行う事業者に対して、貨物自動車運送事業法第 6 条に基づく事業の許可に際して社会保険及び労働保険の加入を条件に付したこと。

このため、労働保険等への加入が認められない以下の①から③までのいずれかの状態に該当すると思われる新規の事業を、地方運輸局等において巡回監査等により把握した場合は、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づき、当該事業者に行行政処分等を実施するものであること。

- ① 労働保険の保険関係成立に係る手続が行われていない事業（労働保険未手続事業）
- ② 雇用保険の被保険者となるべき労働者を雇用しているにもかかわらず、雇用保険の適用事業所設置届が未届出である事業（上記①の場合も含む。以下「全部未加入」という。）
- ③ 雇用保険の適用事業所設置届が提出されているが、雇用保険の被保険者であるべき者について雇用保険の被保険者資格取得が未手続である事業（以下「一部未加入」という。）

この行政処分等を行うに当たり、地方運輸局等は事前に労働保険の加入の有無等の状態について関係労働局に照会して内容確認をするものであること。

- (2) 既存の事業者に対しては、国土交通大臣の指定を受けた地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が当該事業者に対し巡回指導を行った結果、労働保険等への加入が認められない上記(1)①から③までのいずれかの状態に該当すると思われる既存事業であることを把握し、改善指導等を行うものであること。

その上でなお改善が見られない場合については、当該機関からの報告を基に、地方運輸局等は監査を行い、その結果、上記(1)①から③までのいずれかの状態であることを把握した場合は、労働保険等の加入の有無等の状態について関係労働局に照会の上、その内容確認の結果により行政処分等を実施するものであること。

また、地方運輸局等は地方実施機関からの報告に基づく監査以外の監査も行っており、この結果により上記(1)①から③までのいずれかの状態を把握した場合についても、同様に照会するものであること。

2 労働局の対応について

- (1) 新規事業者に係る対応

イ パンフレット等の配付に関する協力

新規事業者が事業を開始するにあたり、地方運輸局等から事業許可書の交付を受ける必要があるが、今回の対策強化により事業許可書の交付を受ける

際実施される講習において、労働保険等の加入に関するパンフレット等を配付することとしている。

そのため、地方運輸局等から労働保険等の加入に関するパンフレット等の配付要望が行われるので適切に対応すること。

ロ 地方運輸局等からの照会への対応

今般の国土交通省における未加入対策強化により、新規事業者が上記 1 (1) の①から③までのいずれかの労働保険等への適正な加入が認められない場合、地方運輸局等から行政処分等を科せられる場合がある。

地方運輸局等では、新規事業者の運輸開始届出書の受理時に労働保険関係成立届の写し等を併せて確認すること及び巡回監査等により上記 1 (1) の①から③までのいずれかに該当すると思われる事業（以下「照会対象事業」という。）であるかを把握することとなる。当該把握を基に、行政処分等の前提として当該処分等を科す前に関係労働局に当該新規事業者が上記 1 (1) の①から③までのいずれかに該当するか照会が行われるので、照会を受けた労働局においては適宜、労働保険の保険関係成立手続の有無及び雇用保険被保険者資格取得の有無を確認し、下記 3 のとおり回答すること。

(2) 既存の事業者に係る対応

既存の事業者については、地方実施機関からの報告等を基に地方運輸局等の監査により照会対象事業であると把握した場合は、当該事業者について関係労働局に上記 1 (1) の①から③までのいずれかに該当するか照会が行われるので、照会を受けた労働局においては適宜、労働保険の保険関係成立手続の有無及び雇用保険被保険者資格取得の有無を確認し、下記 3 のとおり回答すること。

3 照会に対する事務処理及び回答

(1) 労働保険の保険関係成立手続の有無に係る照会

イ 都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室（以下「労働保険徴収主務課室」という。）は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は運輸支局長（運輸管理部長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）より照会対象事業について文書（別添 3）により照会が行われるため、照会様式の確認日欄の年月日時点における当該事業者に係る事業について、労働保険の保険関係成立手続の有無を確認し、照会を受理した日から 2 か月以内に報告様式により照会を行った地方運輸局長等あて回答すること。

ロ 照会のあった事業が労働保険の保険関係成立手続を行っていない場合には、労働保険徴収主務課室において訪問指導等を行い、当該事業に対して加入手続を行うよう手続指導を行うこと。

(2) 雇用保険被保険者資格の有無等に係る照会

地方運輸局等において照会対象事業を把握した場合は、地方運輸局長等から労働保険徴収主務課室を介して関係労働局雇用保険主管課（以下「雇用保険主管課」という。）に対し、雇用保険被保険者資格の有無に係る照会も行われるので、以下の点に留意すること。

イ 地方運輸局長等から照会が行われた場合、照会に係る事業所を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）はすみやかに事業所調査等を実施し、当該事業所における全ての労働者について、地方運輸局等の照会様式の確認日欄の年月日時点における雇用保険被保険者資格の取得状況（本来取得すべき者が取得しているか否か）を把握すること。

なお、事業所調査に当たっては、業務取扱要領（雇用保険適用関係）22251のハ及び20801から20803までの職権による確認に準じて行うこと。

ロ 上記イにより把握した状況について、雇用保険主管課は、原則、地方運輸局長等からの照会を受理した日から2か月以内に、次の項目を含む報告様式により当該地方運輸局長等へ回答すること。

なお、事業主との接触ができない等の理由により、上記期間内の回答が困難である場合は、その旨、書面により回答すること。

① 事業所名称

② 全部未加入、一部未加入又は全部加入であると把握される旨

③ 雇用保険の被保険者となる労働者のうち未加入である全ての労働者名（全部未加入又は一部未加入の場合のみ）

ハ 上記イの事業所調査等により、当該事業所における雇用保険の全部未加入又は一部未加入が把握された場合は、事業主に対し、雇用保険被保険者資格取得届の提出等、適切な雇用保険手続を指導すること。

また、届出が未提出であって、法令で定める期限を超過していない場合は、特記事項に該当者の人数及び指導状況を簡潔に記載すること。

ニ 上記ハにより未加入であった労働者が雇用保険被保険者資格を取得する場合、未納分の労働保険料を徴収することから、雇用保険主管課は被保険者取得の手続が行われた旨を労働保険徴収主務課室に連絡するとともに、連絡を受けた労働保険徴収主務課室は未納分の労働保険料の徴収等の対応を図ること。

ホ 事業所調査等に当たっては、例えば、調査対象事業が労働保険未手続事業の場合は労働保険徴収主務課室の訪問指導等に同行するなど、必要に応じて労働保険徴収主務課室とよく連携すること。

4 会議への参加

別添1の「6 その他」において、運輸支局が必要に応じて開催するとしている連絡調整のための会議が実施される際には、労働保険徴収主務課室及び雇用保険主管課の職員は、関係課室連携の上、適宜協力すること。

5 実施の時期

本通達に基づく対応については、平成20年7月1日から実施する。

(別添 1)

国自貨第 2 2 5 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について

貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下「労災保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成 1 6 年 8 月 1 1 日付け国自貨第 5 3 号）に基づき運用してきたところであるが、依然として社会保険等の未加入事業者が増加傾向にあることから、今般、貨物自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため社会保険等の未加入対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 6 条に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、法第 3 3 条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。

については、平成 2 0 年 7 月 1 日以降、社会保険等の未加入については、下記事項により適切に処理されたい。

また、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入について実効が上がるよう取り組まれたい。

本通達については、厚生労働省及び社会保険庁とは協議済みである。

なお、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成 1 6 年 8 月 1 1 日付け国自貨第 5 3 号）は廃止する。

また、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に対しても、別紙のとおり通知したことを申し添える。

第1 事業者に対する加入の徹底等

1 新規事業者に対する対応について

(1) 運輸支局において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時においては、以下により加入の徹底を行うこと。

①厚生労働省及び社会保険庁で作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布する。なお、リーフレット（別紙1による。）の必要部数を含めた入手方法については、都道府県労働局又は社会保険事務局と適宜連絡を行い送付を受けること。

②運輸開始届出書を受理する際に、下記(2)による確認書類の添付がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、監査方針に基づき、すみやかに巡回監査等を実施し、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者に表示しておくこと。

(2) 運輸開始届出書を受理する際には、「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写し)、労働保険／保険関係成立届(写し)(以下「確認書類」という。)」を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行うこと。

(3) 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認したうえで、運輸開始届出書を受理すること。

(4) 運輸開始届出書に確認書類の添付がなく、社会保険等への適正な加入が認められない場合は、監査方針に基づき、すみやかに巡回監査等を実施すること。

なお、監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

(5) 行政処分等を行う場合、社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、回答を得ること。

2 既存事業者に対する対応について

(1) 未加入事業者の把握

社会保険等への加入が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（運輸管理部を含む、以下「地方運輸局又は運輸支局」を「地方運輸局等」という。）における監査等を通じて把握に努めること。

(2) 地方実施機関との連携

地方実施機関からの的確な報告が行われるよう次の事項について指導すること。

① 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。

② 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、事後の改善報告書

（社会保険等の適用関係届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

- ③ 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

なお、運輸支局への報告にあたっては、社会保険労務士を活用し当該未加入状況を確認すること。

- （３）地方運輸局等において、社会保険等へ適正に加入していると認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

なお、監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

- （４）行政処分等を行う場合は、上記１（５）と同様に社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、回答を得ること。

第２ 照会制度の運用

１ 照会者

地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は運輸支局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）とすること。

２ 照会先関係機関

社会保険については関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、労働保険については関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部雇用保険主管課）に対して照会することとし、地方運輸局長が通報する場合には、管轄運輸支局長を経由して行うこと。

３ 照会の方法

社会保険については別添様式１、労働保険については別添様式２により行うこと。

なお、様式記載上の留意事項は、別添１のとおりとする。

４ 処分結果等についての連絡

第１、１（４）及び２（３）により行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに連絡すること。

５ 報告

前期（４月～９月）及び後期（１０月～３月）の実施状況について、別記様式により半期毎に取りまとめの上、前期分は１２月末までに、後期分は６月末までに本職宛報告されたい。

6 その他

社会保険等の適正加入については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催する等により、次の事項について、相互に情報を交換することとされたい。

- ア 事業者の社会保険等未加入状況
- イ 未加入に対する処分状況
- ウ 社会保険等関係機関の指導状況
- エ その他、適正加入の実効を上げるために必要な事項

別紙1

平成 年 月 日

〇〇労働局又は
〇〇社会保険事務局

運輸支局

トラック事業者に対する社会保険等の適正加入に関する指導で使用する
資料の送付について（依頼）

標記につきまして、下記の関係資料が必要ですので、送付頂きますようお願いしま
す。

記

労働保険

資料 労働保険の成立手続はお済みですか。 〇〇冊

社会保険

資料 未適用事業所用リーフレット 〇〇冊

別添様式 1

貨物自動車運送事業者の社会保険の未加入状況等について

〇〇社会保険事務局長 殿

平成 第 年 月 号

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長

標記の件について、下記のとおり確認しましたので照会します。
なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
従業員数	適用従業員 名 、 適用従業員以外の従業員 名		

保険の種類	加 入 状 況	
健康保険	・加入済み (政管・組合)	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)
厚生年金	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)

連絡先	担当所属： 担当者： 電話番号：
確認日	年 月 日
特記事項	事業開始年月日 年 月 日

社会保険の未加入状況について（回答）

平成 第 年 月 号

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長 あて

〇〇社会保険事務局長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 確認日：平成 年 月 日
- 2 確認結果：
- 3 特記事項：

別添様式 2

貨物自動車運送事業者の労働保険の未加入状況等について

〇〇労働局長 殿

平成 第 年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長

標記の件について、下記のとおり確認しましたので照会します。
なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名	常勤労働者以外の労働者	名

保険の種類	加 入 状 況		
労災保険	加入の有無 : 有 、 無		
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況 : 全て加入、一部未加入 未加入者の氏名 : ()	
	・未加入	(未加入の理由)	

連絡先	担当所属 :		
	担当者 : 電話番号 :		
確認日	年 月 日		
特記事項	事業開始年月日 年 月 日		

.....
労働保険の未加入状況について (回答)

平成 第 年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長 あて

〇〇労働局長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

1 確認日 : 平成 年 月 日

2 確認結果 :

3 特記事項 :

様式記載上の留意事項

事業所（営業所）ごとの情報を記載する。

1 様式 1

社会保険の未加入状況等について記載する。

（1）従業員数

○適用従業員：正規の社員等社会保険の適用を受ける者

（2）事業所加入状況

○加入済み：事業所として既に適用手続を行っており、全ての加入義務者が加入している（新規適用届を提出し、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されている）場合

- ・政管：政府管掌健康保険に加入している場合
- ・組合：健康保険組合に加入している場合

○未加入：事業所として全く適用手続を行っていない又は適用手続は行っているが、全ての加入義務者が加入していない（新規適用届を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されていない）場合

- ・理由：手続未了の理由を簡記する。

* 注：適用対象でない事業所又は新規適用届が提出済みで加入すべき者全てが加入している事業所は照会対象としない。

○従業員加入状況

上記で未加入とした場合であって、事業所として全く適用手続を行っていない又は適用手続きは行っているが、加入義務者の全てが未加入である場合は、記載不要。

（3）確認日

照会に係る監査により未加入状況等を最終的に確認した日

（4）特記事項

当該事業所の事業開始日（実際に貨物自動車運送事業を開始した日）
その他特記すべき事項

2 様式2

労働保険の未加入状況等について記載する。

(1) 労働者数

①常勤労働者：事業主に雇用される者で次項②を除く。

①常勤労働者以外の労働者：臨時内職的に就労する者（判断基準：1週間の所定労働時間が20時間未満、又は1年以上引き続き雇用される見込みがないこと。）

(2) 事業所加入状況

①労災保険の加入の有無

○有：適用事業所として既に労働保険関係成立届を提出している場合

○無：適用事業所として労働保険関係成立届を提出していない場合

②雇用保険の加入の有無

○加入済み：適用事業所として既に労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出し、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出している場合

○未加入：適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出していない場合

・理由：手続未了の理由を簡記する。

* 注1：労災保険及び雇用保険ともに、労働保険関係成立届（通常は、1枚の労働保険関係成立届で労災保険及び雇用保険の両保険が成立）が必要であり、雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届も併せて提出する必要がある。

* 注2：適用対象でない事業所（労働者がいない又は家族従業員のみ）、又は、労働保険及び雇用保険に係る届がともに提出済みである事業所については、照会対象としない。

○従業員加入状況

加入義務者の加入状況を記載する。

但し、②で未加入とした場合であって、適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出していない又は提出しているが、加入義務者の全てが未加入である場合は、記載不要。

(3) 確認日

照会に係る監査により未加入状況等を最終的に確認した日

(4) 特記事項

当該事業所の事業開始日（実際に貨物自動車運送事業を開始した日）

その他特記すべき事項

貨物運送事業従事者の社会保険等の未加入状況等の照会実施状況

平成〇〇年度

	社会保険				労働保険			
	照会件数				照会件数			
		回答数	処分件数	改善数		回答数	処分件数	改善数
前期計		件	件	件		件	件	件
	件	()件	()件	()件	件	()件	()件	()件
後期計		件	件	件		件	件	件
	件	()件	()件	()件	件	()件	()件	()件
年度合計		件	件	件		件	件	件
	件	()件	()件	()件	件	()件	()件	()件

注1:回答数、改善数及び処分件数は、照会処理状況を事後的に確認できるよう、照会件数に対応する内数とする。

注2:括弧内には、前半期及び前年度で集計報告できなかった繰り越し件数を記入すること。

注3:件数は、1事業所についての社会保険又は労働保険に係る照会を1件とする。ただし、同一事業所であっても、社会保険と労働保険はそれぞれ1件とする。

注4:改善数は、処分等を行った件数のうち、フォローアップ監査により適正加入が確認できた件数とする。

国自貨第225号の2

平成20年3月31日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入の徹底について

貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、「貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入指導の強化について」（平成16年8月11日付け国自貨第53号の2）により通知したところであるが、依然として社会保険等の未加入事業者が増加傾向にあることから、今般、貨物自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため社会保険等の未加入対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第6条に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、法第33条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。

ついては、貴機関にあっては、下記事項について地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への周知を図り、地方実施機関における社会保険等の適正加入に係る取組に遺漏なきよう指導されるとともに、行政との連携により実効が上がるよう取り計らわれたい。

記

1 社会保険等未加入事業者の把握

地方実施機関においては、次の事項を徹底すること。

- (1) 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。
- (2) 巡回指導等により、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、改善報告書（社会保険等の適用届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

- (3) 巡回指導において、改善が確認できない場合等、社会保険等への適正な加入が認められない場合は、その状況を運輸支局長に通報し、社会保険等の未加入が確認された場合は行政処分等を行うことを当該事業者を示達しておくこと。

なお、運輸支局長への通報にあたっては、社会保険労務士を活用し、当該未加入状況を確認すること。

2 運輸支局長への報告

地方実施機関の指導にも関わらず、事業者が社会保険等へ適正に加入していることが認められない場合は、当該事業者に係る社会保険等への加入状況について、地方実施機関において作成する「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。）へ報告すること。

(別添参考)

「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第225号）

(別添2)

国自貨第226号
平成20年3月31日

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 殿
職業安定局雇用保険課長 殿

国土交通省自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業者の労働保険の未加入対策の強化について

国土交通省においては、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業活動が適正になされるよう、監査等を通じて、貨物自動車運送事業法はもとより労働関係法令の遵守等についても指導を行っているところであります。

特に、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」という。）への適正な加入が認められない事業者については、関係行政庁との連携を図りつつ、適正な加入のための指導等を行うことが必要であることから、貴省と当省における確認の下、当省において所要の指導を行った上で貴省に通報することとする制度を構築し運用しているところであります。

しかし、依然として労働保険の未加入事業者が増加傾向にあることから、今般、貨物自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため上記通報制度を廃止し、労働保険の未加入事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第33条に基づく行政処分等を実施する等、労働保険の未加入対策を強化することとなりました。

つきましては、行政処分等を実施するにあたり、貴省に対し下記により労働保険の未加入状況を照会しますので、回答して頂けますようよろしくお願い致します。

記

1. 国土交通省の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。）において、監査等により事業者の労働保険への適正な加入を認めることができない場合には、別添様式により、都道府県労働局に対して未加入状況を照会することとする。
2. 本照会制度は、平成20年7月1日以降実施する。

別添様式

貨物自動車運送事業者の労働保険の未加入状況等について

平成 第 年 月 日

〇〇労働局長 殿

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長

標記の件について、下記のとおり確認しましたので照会します。
なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名	常勤労働者以外の労働者 名	

保険の種類	加入状況		
労災保険	加入の有無：有、無		
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()	
	・未加入	(未加入の理由)	

連絡先	担当所属：	
	担当者：	電話番号：
確認日	年 月 日	
特記事項	事業開始年月日 年 月 日	

労働保険未加入に係る法令違反について（回答）

平成 第 年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長 あて

〇〇労働局長

本照会に係る違反の有無について、下記のとおり回答します。

記

- 1 確認日：平成 年 月 日
- 2 確認結果：
- 3 特記事項：

(別添3)

貨物自動車運送事業者の労働保険の未加入状況等について

平成 第 年 月 日

〇〇労働局長 殿

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長

標記の件について、下記のとおり確認しましたので照会します。
 なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名、常勤労働者以外の労働者 名		

保険の種類	加 入 状 況		
労災保険	加入の有無： 有、無		
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()	
	・未加入	(未加入の理由)	

連絡先	担当所属：	
	担当者：	電話番号：
確認日	年 月 日	
特記事項	事業開始年月日 年 月 日	

労働保険未加入に係る法令違反について（回答）

平成 第 年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長 あて

〇〇労働局長

本照会に係る違反の有無について、下記のとおり回答します。

記

- 1 確認日：平成 年 月 日
- 2 確認結果：
- 3 特記事項：

社会保険等未加入事業者処分スキーム

新規事業者に対する処分根拠

トラック法第6条第2号

前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

許可等の処理方針(法令遵守)

追
加

健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

トラック法第59条第1項

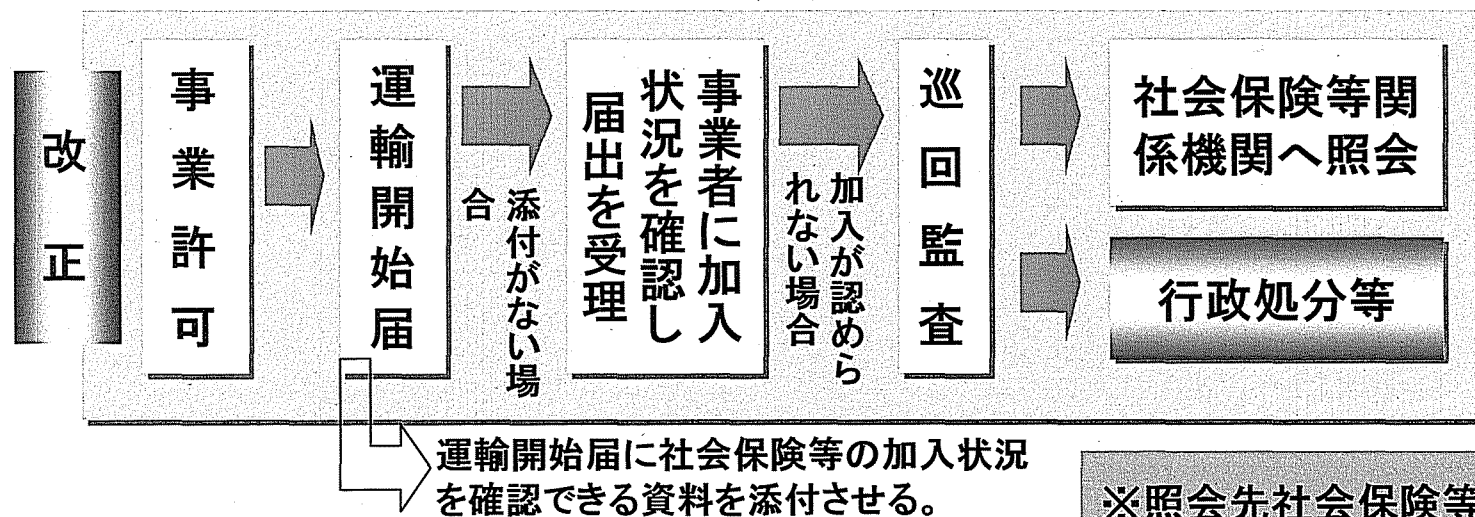
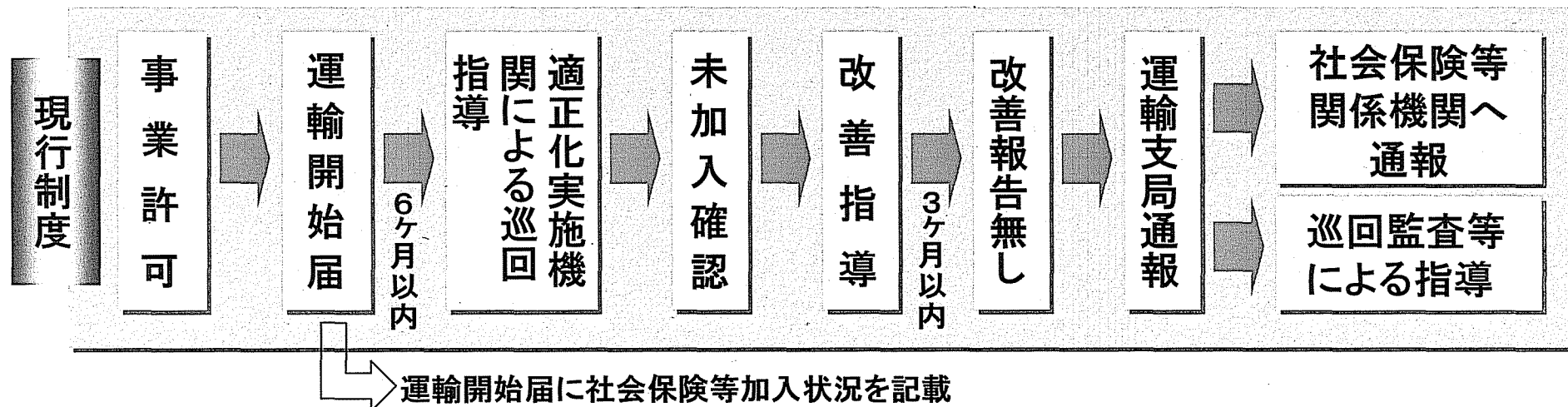
この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

許可等の処理方針(許可に付す条件)

追
加

運輸開始までに健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

社会保険等未加入事業者処分スキーム



「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写し)、労働保険/保険関係成立届(写し)」を添付させ、加入状況を確認

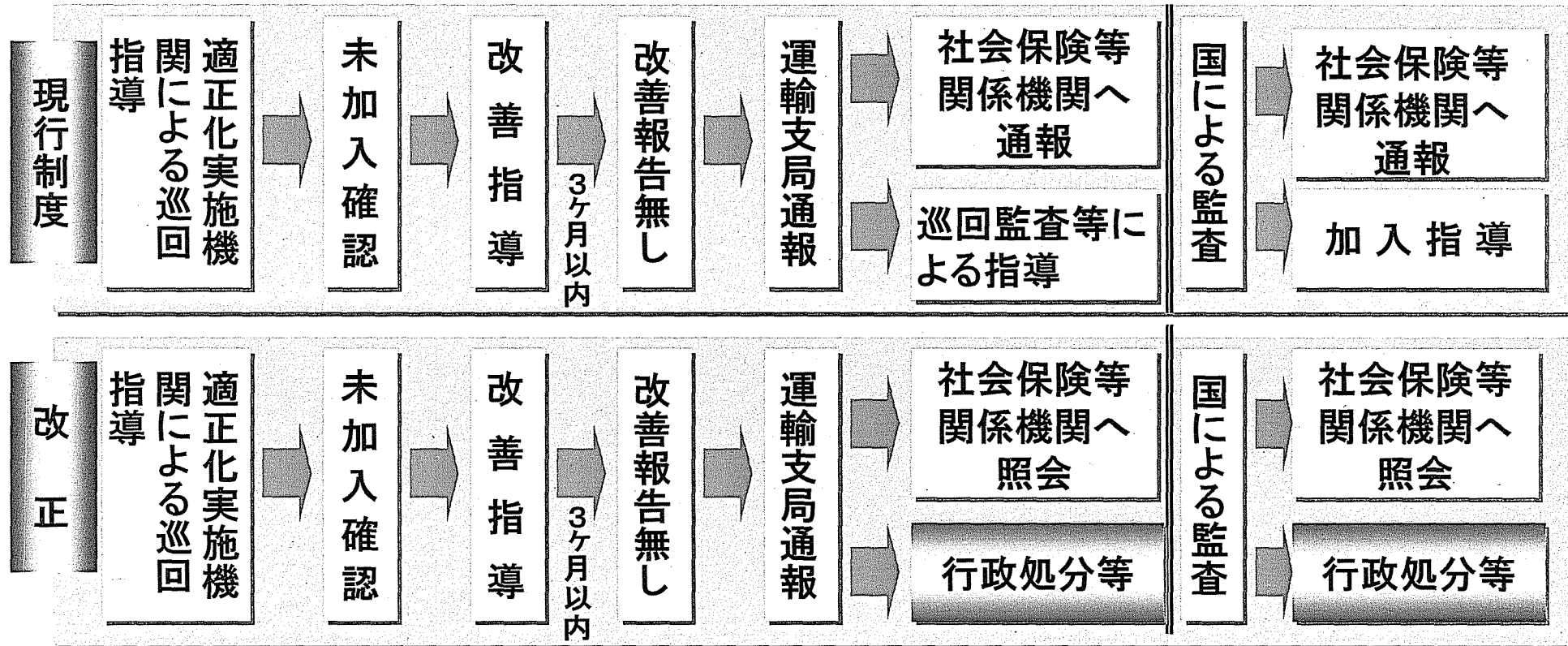
※照会先社会保険等関係機関から弁明通知前に違法の有無について、回答を得るものとする。

社会保険等未加入事業者処分スキーム

既存事業者に対する処分

トラック法第25条第2項

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じような競争をしてはならない。



※照会先社会保険等関係機関へ弁明通知前に違法の有無について回答を得るものとする。